



国民健康保険

こんな給付が受けられます

国民健康保険に加入している皆さんがけがや病気で医者にかかったとき、また出産したり死亡したりしたとき、次のような保険給付が受けられます。

出産や死亡したとき

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出産育児一時金が42万円支給されます。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に産んだ場合は、加入していた保険から支給されます。

葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費が5万円支給されます。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに加入していた人が、その保険をやめてから3カ月以内に死亡した場合は、加入していた保険から支給されます。



後で払い戻しを受けられます

療養費の支給

次のような場合、必要書類と印鑑を持って保険年金課(市役所1階)に申請してください。国保連合会が審査決定し、自己負担分を除いた額が後日払い戻されます。

ケース① 急病でやむを得ず保険証を持たずに自費診療で病院にかかった場合

【書類】病院などに支払った費用の領収書、診療報酬明細書

ケース② 手術などで生血による輸血を受けたり、医師の指示でコルセットやギプスなどの補装具を着けたりした場合

【書類】医師の証明書、領収書(採寸などの明細が書かれたもの)

ケース③ 海外渡航中に医者にかかった場合(日本国内の保険診療として認められた治療)

【書類】診療内容明細書、領収明細書、日本語訳文、パスポート

移送費の支給

移動が困難な被保険者が、医師の指示により緊急に必要な医療の提供を受けるために、医療機関に移送される場合に支給されます。

【書類】医師の証明書、領収書(経路などの明細が書かれたもの)

保険証の提示で医療費の支払いが一部に

療養費の給付

病院などで保険証を提示すれば、医療費の一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。ただし、年齢などにより自己負担割合が異なります。

○義務教育(小学校)就学前…2割*

○義務教育就学後70歳未満の人…3割*

○70歳以上の人…1割または2割(一定以上所得者は3割)

*中学生以下はこども医療費助成制度により自己負担額の軽減あり

支払った医療費が高額になったら

高額療養費の支給

医療費が高額になり、負担した額が一定限度を超えると、その超えた分を国保が支給します。当てはまる人には治療を受けた月から2カ月後以降に通知を送付します。

こんなときにはご注意ください

第三者行為

交通事故など第三者の行為によって、けがや病気をして国保で医療を受ける場合は必ず事前に保険年金課に連絡し、第三者行為による傷病届を提出してください。

給付が受けられないケース

健康診断・美容整形など病気とみなされないもの、業務上のけがや病気、けんかによるけがなどは給付が受けられません。



※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



暮らしの安全知っ得情報

子どもを犯罪から守るために

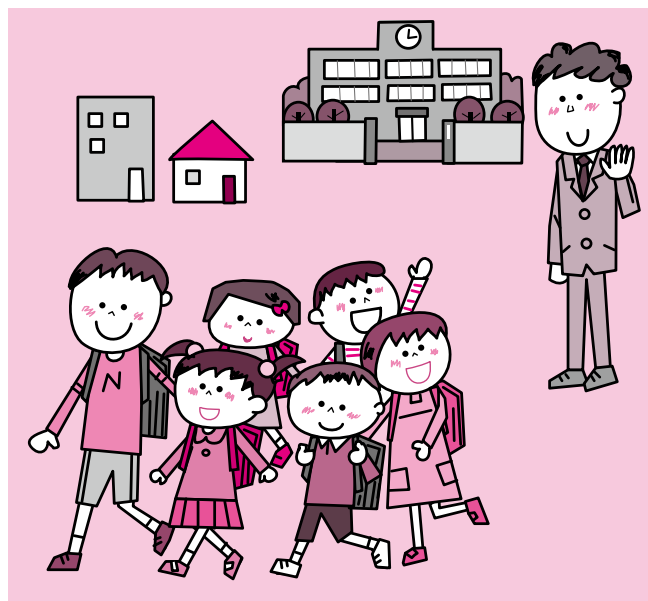
最近、小中学生を狙った連れ去り、性犯罪などが急増し、子どもの安全に対する不安の声が多く聞かれます。被害が最も多く発生する時間帯は、午後2時～6時の下校時間です。発生場所は通学路などで、不審者と面識のない子どもたちが狙われています。

市内でも、不審者に声を掛けられた、追い掛けられた、後を付け回されたなどの被害が毎年報告されています。

子どもたちを犯罪から守るため、集団で登下校させ、防犯ブザーを持たせるようにしましょう。一人で歩かなければならない道や人通りの少ない場所では、特に注意が必要です。いざというときに逃げ込める場所を確認しておくことも大切です。

また、子どもに次のことを伝えてください。

- 「〇〇を買ってあげるから車に乗って」「〇〇はどこにあるの？案内して」「お母さんに頼まれたから一緒に行こう」などの誘い言葉に対しては、「欲しくない」「分かりません」などと断り、その場から逃げる
- 追い掛けてくる場合や脅迫めいた誘いには、「助けて！」などと大声を出して助けを求める



このほかにも、子どもが放課後に遊びなどで外出する場合は、誰とどこで遊ぶのか、何時に帰るのかを必ず確認しましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



消費生活相談Q&A

通信販売 注文前に返品特約の確認を

Q テレビショッピングで紹介された商品が欲しくなり、電話で注文しました。商品が届いてから開封したところ、テレビで見たイメージと異なります。クーリングオフはできますか。

A テレビショッピングは通信販売に当たります。通信販売にはクーリングオフの制度はありませんが、販売業者は返品特約(返品の可否・条件、返品に係る送料負担の有無)を表示することが義務付けられています。

返品特約が表示されていない場合は、商品が到着した日から8日間、送料を消費者負担で返品することで、契約の解除が可能です。「返品・交換不可」の表示があっても、商品の不具合や破損など通販業者に原因がある場合は、無料で交換などの対応を求めることができます。

テレビショッピングなどの通信販売では、「届いた商品がイメージと違うので返品したい」という相談が多く寄せられています。商品によっては、一度開封したものや通電した電気製品



などは一切返品できないなどの特約が付いている場合があります。通信販売で注文する前には、返品特約を必ず確認しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。